様式第2号(1)(裏面)

注　意

1. 基本手当は、受給資格者が労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができないときに支給するものであること。

2. 休業者が、基本手当の支給を受けようとするときは、住所若しくは居所を管轄する公共職業安定所又は休廃止事業所の所在地を管轄する公共職業安定所のいずれかに出頭し、この休業票―1及び休業票―2(別紙)を提出すること。

3. 休業者が、死亡したため2によりこの休業票―1及び休業票―2(別紙)を公共職業安定所に提出できなかった場合において、遺族が基本手当の支給を受けようとするときは、休業者が死亡した際の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は休廃止事業所の所在地を管轄する公共職業安定所のいずれかに出頭しこの休業票―1及び休業票―2(別紙)を提出すること。

4. 基本手当の支給を受けないときでも、後日必要な場合があるから、少なくとも4年間は大切に保管すること。

5. この休業票―1を滅失し、又は損傷したときは、交付を受けた公共職業安定所に申し出ること。